

# 2020年度 安全衛生推進大会資料



株式会社 昭立造園



日慶エンジニアリング 株式会社

安全管理委員会



## 2020年度 安全衛生推進大会 ご挨拶

紅葉の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立て、ならびに安全作業にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、(株)昭立造園および日慶エンジニアリング(株)は お知らせのとおり「2020年度 安全衛生推進大会」を新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止や社会情勢を鑑み、また、何よりすべての参加者さまの健康・安全を考慮し『中止』することといたしました。

安全大会の開催はできませんでしたが、皆さまへ情報共有を図るべく、2020年度 安全大会資料を送付させていただきます。是非職員さまにもご一読いただければ幸いです。

この夏も、例年の「熱中症」対応とともに、急務でコロナ対応を実施されたかと存じます。これから来る季節も同様に、今まで以上に新型コロナウイルスへの対応を実施していかなくてはなりません。現在、当社では毎日の検温、手洗い・うがいを徹底し、会社内およびトラックなど乗車時のマスク着用を義務付けています。また、コミュニケーションが取りづらい希薄になりがちな状況下において、安全マニュアルにあるとおり『元気よくはっきりと挨拶しよう』を心掛けております。当社職員にも至らない点が多々あるとは存じますが、どうか皆さまにもご理解とご協力をお願い申し上げます。

業績面では、本年も7月31日を以って、第47期が無事終了いたしました。

昨年比 売上 109.9%となり、これも一重に皆さまの深いご理解・ご協力の賜物と心より御礼申し上げます。これからも、(株)昭立造園・日慶エンジニアリング(株)は、皆さまとともに『時代にあった』会社づくりを目指してまいります。

結びに、毎年お伝えしております『職員の健康は、会社の健康』と同様に、『皆さまの健康は当社の健康』です。どうか自愛専一にお過ごしください。

今期も、職員皆さまならびにご家族に事故・怪我がないことを祈念申し上げます。

2020年10月吉日

株式会社 昭立造園

代表取締役 阿部晋也

## 【安全方針】

株式会社昭立造園 安全委員会 委員長 佐藤伸明

### 《安全衛生基本方針》

人命尊重の原点にたち、現場の安全衛生確保は企業存立の要件であり、  
かつ社会的責務である事を認識し、安全で快適な作業環境の実現に努める。

### 《重点目標》

# 凡事徹底

### 《重点実施事項6項目》

1. コロナ対策の実施
2. 無資格・無免許作業の禁止
3. 近道行動の排除
4. 情報を共有し、同じ事故を繰り返さない
5. 建設機械災害の撲滅
6. 墜落・転落・転倒災害の撲滅

# 47期 事故報告一覧表

2019年8月1日～2020年7月31日

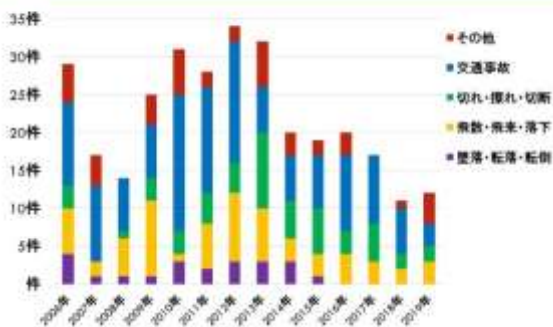
全12件（46期：11件、45期：17件）

	事故発生日	種類	内容
1	2019年9月14日	切り傷	型枠作業中、右手で木杭を支えて打ち込もうとしたところ、誤って右手の親指を叩き、親指の第一末節骨を骨折。
2	2019年12月13日	飛散	刈払機を用いての草刈作業中、石飛びにより隣地の駐車場の乗用車のリアウィンドウを破損。
3	2019年12月23日	落下	高所作業車で伐採作業中、幹を落とした際、植栽帯の中にあるハンドホールの蓋を破損。
4	2020年1月14日	交通	道に入ろうとした際、前方から走行してくる車とアンダーミラーが接触し、相手方の車両の窓を破損。
5	2020年1月25日	交通	パッカー車を発進する際、ハンドルを右に大きく切りすぎ、後輪差で左後方部をガードレールに接触。
6	2020年2月10日	交通	帰社途中、八高線の人身事故により踏切が長時間開かず、パトカーから迂回またはその場待機する様指示を受け、転回しようとした際、軽ワゴンの右後方をガードパイプに接触。
7	2020年3月12日	破損	梨畑にて客土tパックをバックホウ(RX405)で3tユニック車へ積み込み作業を行っていた際、バックホウアーム部分に付けていたシャックルがアーム内のホースに干渉し破損。
8	2020年4月20日	破損	3t ユニックで軽トラの積み荷をクレーンで吊っていた際、リモコンの操作を誤り、軽トラのフロントガラスを破損。
9	2020年6月8日	切断	刈払機で芝刈作業中、エフレックス管と中の光ケーブルを切断。
10	2020年6月6日	破損	メーターパネルに立て掛けた携帯が倒れのハンドルとの間に挟まり、左折時にパネルを破損。
11	2020年6月15日	飛散	カルマで作業中、飛石があり走行車両のフロントガラスを破損。
12	2020年7月18日	切り傷	除草作業による右上腕骨外側上顆炎

物損事故：7件、人身事故：2件、交通事故：3件

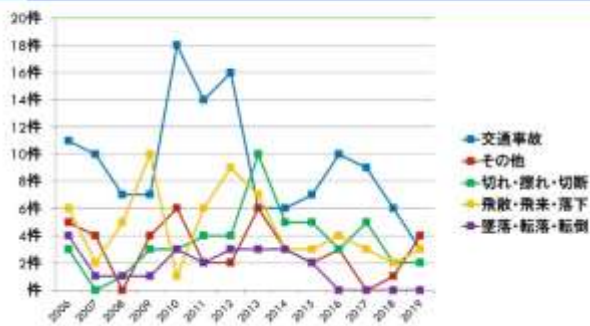
## 年間事故件数

### 事故発生件数



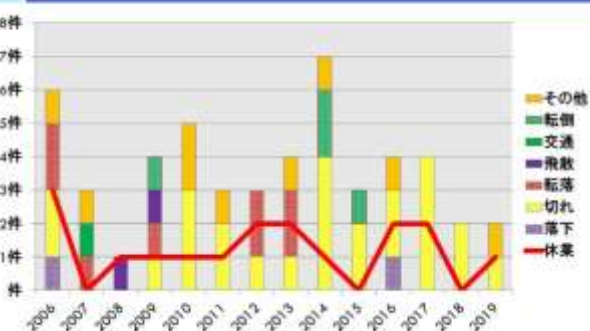
- 2019年度（2019年8月～2020年7月）は直近5年の平均よりも事故件数は減少したが、2018年度よりも1件増という結果。
- 全体的に減少傾向にあるが、協力業者さんによる事故は増加している。  
(協力業者事故 2018年度1件→2019年度4件)
- 今年度より**事故の目標を15→10件に変更**

### 事故発生件数



- 例年【交通事故】が問題とされていたが、「未熟者の単独運転禁止」が効果があり2019年度は3件減らすことができた。  
(交通事故 2018年度6件→2019年度3件)
- 刈払機・バックホウ・移動式クレーン等建設機械による事故が増加。  
(2018年度2件→2019年度4件)
- 基本ルールをよく守り、有資格者による操作の確認をすること。

### 事故発生件数(労災)



- 2019年度は2018年度よりも手元の不注意による事故が多い。
- 疲労の蓄積による発症も見受けられる。
- 無理をせず、こまめなストレッチ等で対策を！

## 年数別事故分析

### 入社年数別事故件数(2019年度)



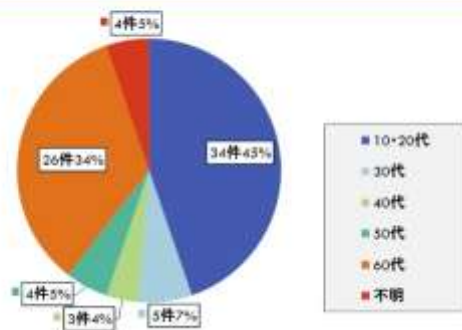
### 年代別事故件数(2019年度)



- 入社年数5年以下が半数を占めているが、協力業者を含めると熟練者の増加もみられる。
- 無理をさせない、ルールを作る等の効果で若年層の事故が減少傾向にあり、これが全体の減少へつながっている。

## 交通事故

### 【交通事故】 年齢別事故件数(2011～2019年度)



### 【交通事故】 場所別件数(2011～2019年度)



- 依然 若年者の事故が多いが、減少傾向にはある。その反面、高齢者の事故が増加気味。
- 若年者、高齢者に二分されるのは、全国とほぼ同じ傾向にある。
- 事故発生場所別に確認すると、公道以外での事故が多いが、近年は公道での事故も増えてきている。
- 安全運転に心がけ、基本的な交通ルールを遵守すること。

以上の状況を踏まえ、重点目標および重点実施6項目を設定いたしました。  
今年度は労働災害根絶の達成を目指し安全作業に努めてください。

2020（令和2）年度（ 2020年4月 ～ 2021年3月 ） 安全衛生管理計画書

2020年 10月 31日

安全衛生基本方針	
人命尊重の原則にたち、現場の安全衛生確保は企業存立の要件であり、かつ社会的責務である事を認識し、安全で快適な作業環境の実現に努める。	
重点目標	
凡事徹底	
重点実施事項6項目	1. コロナ対策の実施 2. 無資格・無免許作業の禁止 3. 近接行動の排除 4. 滑倒を共有し、同じ事故を繰り返さない 5. 建設機械災害の撲滅 6. 墜落・転落・転倒災害の撲滅

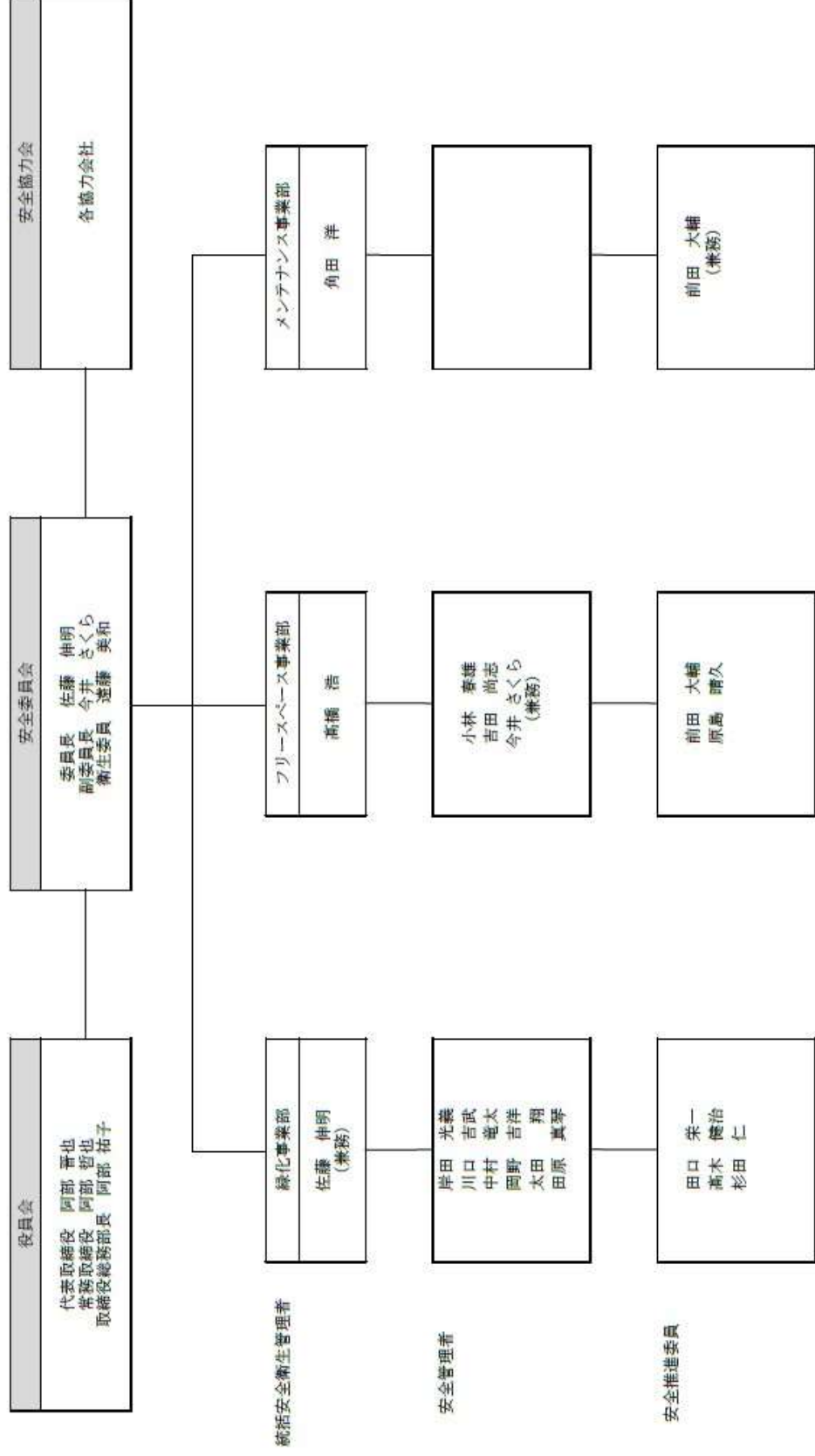
安全衛生管理体制	役職名	氏名
担当役員	代表取締役	阿部 哲也
雇用管理責任者	総務部 部長	阿部 祐子
統括安全衛生責任者	常務取締役	阿部 哲也
安全管理者	緑化事業部 部長 安全委員会 委員長	佐藤 伸明
衛生管理者	総務部	速藤 美和
安全衛生推進者	フリースペース事業部 安全委員会	今井 さくら
工事担当責任者	常務取締役	阿部 哲也



重点施策	実施項目	目標	担当	年間スケジュール												実施上の留意点	元請指導員	
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1. 安全衛生管理体制前の整備・強化	1. 年度安全管理計画の作成 2. 作業所自主パトロールの実施 3. 安全パトロールの実施	年1回 月1回 月1回	安全管理者 各事業部 代理人 月別安全当番	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各事業部上席者の積極的参加 担当以外の現場パトロール	
2. 安全衛生教育の計画的実施	1. 新入社員安全衛生教育 2. 災害防止協議会の実施 3. 法定職長教育の受講 4. 特別教育、技能講習の受講	年1回 月1回 必要に応じて 必要に応じて	雇用管理責任者 統括安全衛生管理者 技術促進委員会 技術促進委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	若年者取り決めの説明 全職員 資格推進委員 資格推進委員	
3. 作業所における安全衛生活動	安全施工サイクルの展開 1. 安全朝礼の実施 2. 新規入場時教育の実施 3. KY活動の実施 4. リスクアセスメントの実施 5. 安全マニュアルの厳守	作業所に応じて 年1回 年1回	各担当部署 衛生管理者 衛生管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	関係作業員の積極的参加 関係作業員の積極的参加 部長主体で実施 関係作業員の積極的参加 関係作業員の積極的参加 関係作業員の積極的参加	
4. 健康診断の実施	1. 定期健康診断の実施 2. 健康相談の実施（再検査の促進）	年1回 年1回	衛生管理者 衛生管理者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定検診機関 健康診断後対象者への実施	
5. 年間行事予定	1. 全国安全週間(含む準備月間) 2. 全国衛生週間(含む準備月間) 3. 年末年始災害防止強調月間 4. 年度末災害防止強調月間 5. 安全大会の開催	7/1～7/7 (6/1～6/30) 10/1～10/7 (9/1～9/30) 12/1～1/15 3/1～3/31 10/27		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	主要作業所における安全衛生 社内における安全衛生 重点パトロールの実施 安全意識の啓蒙 担当職員、関連業者の参加	

# 安全衛生管理体制

(2020年4月1日～2021年3月31日)



**Shouritu**  
株式会社昭立造園

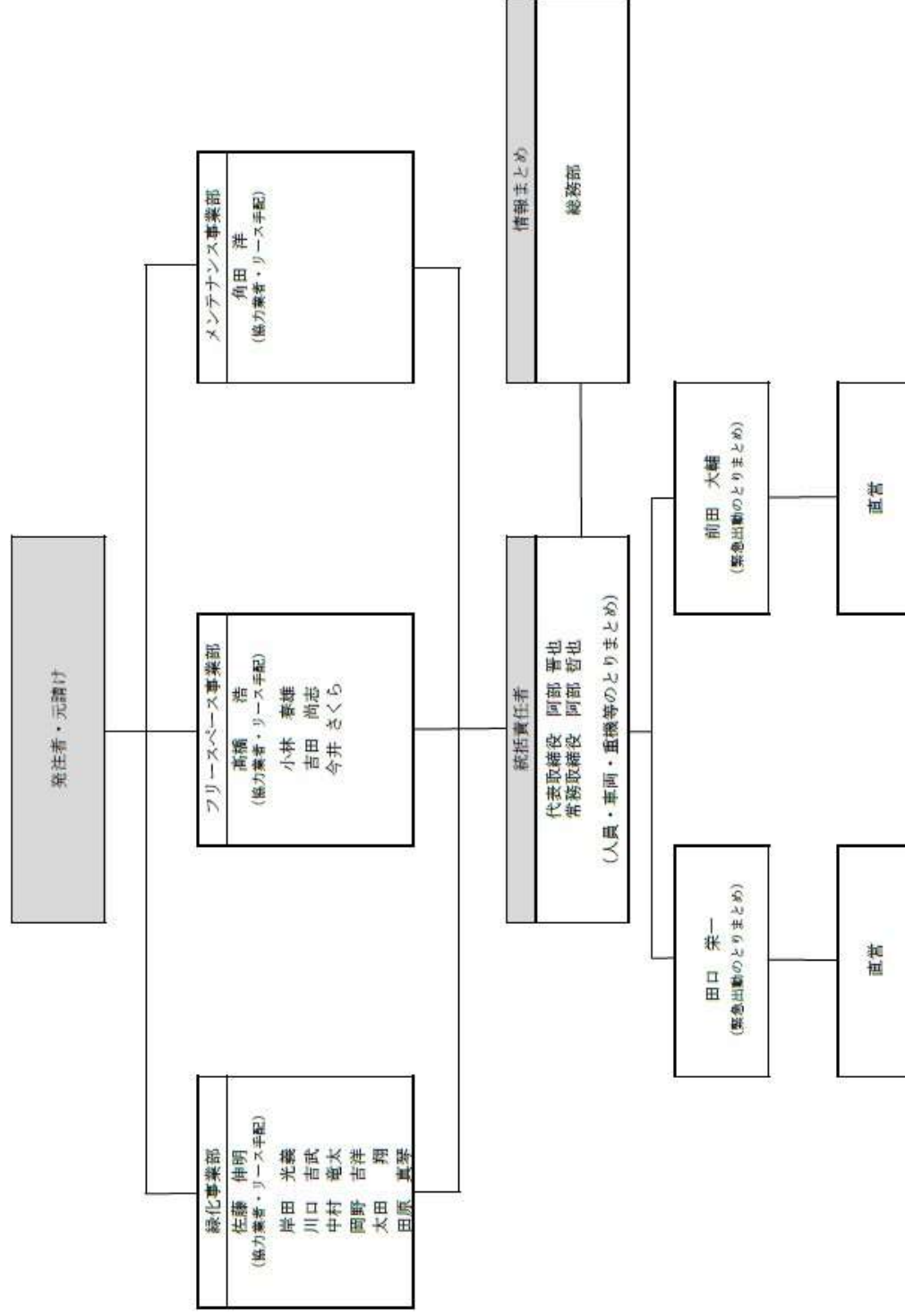


**nikkei**  
日本エンジニアリング社

# 緊急時の管理体制

(地震・台風・豪雨・大雪など)

(2020年4月1日～2021年3月31日)



\* (現場) 単独で人員配置および車両等を配備しないでください。

\* 情報共有に努めてください。

## 安全衛生行事予定表

行事	月												備考													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
パ ト ロ ー ル	元方安全パトロール													随時												
	安全パトロール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各所												
	重点作業所パトロール								○					官庁工事・国道16号・他 随時												
教 育	新入社員研修	○												雇入れ時教育												
	高齢者指導（健康確認）	○												雇入れ時・年1回												
	技能資格講習				○									進園技能士・随時												
	安全大会								○					新型コロナウイルス感染症対策の為、開催中止												
	安全衛生委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本社会議室 新型コロナウイルス感染症対策の為、一部変更者												
会 議	全体会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本社事務所 新型コロナウイルス感染症対策の為、一部変更者												
全国労働衛生週間・全国安全週間																										

## 現場での安全施工サイクル（緑化事業部）

項目	いつ	どこで	誰が	何を どのように	何のために
朝礼・体操	毎朝作業開始前	作業所内	元協 各担当職員 全作業員	<p>★作業間の連絡調整と指示伝達・体調・服装等の点検</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当日の主な作業内容</li> <li>2. 危険範囲・場所の指示</li> <li>3. 前日の点検結果の伝達</li> <li>4. ランジョ体操</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業間の連絡・調整</li> <li>・安全意識の高揚</li> <li>・作業員の体調確認</li> <li>・心身の覚醒とケガ、事故の予防</li> </ul>
ツールボックスミーティング	毎朝作業開始前	作業所内 事務所 休憩所	元協 各担当職員 各職職長→全作業員	<p>★当日の作業内容・安全指示事項の徹底を図る</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業範囲・施工場所・材料の運搬方法</li> <li>2. 作業時間・順序</li> <li>3. 使用材料・工具・保護具の点検</li> <li>4. 作業員の配置（高齢者・若年者職員の禁止作業の確認）</li> <li>5. 元請より指示事項の伝達</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全指示事項の徹底</li> <li>・元請より作業間の連絡</li> <li>・作業員の適正配置及び健康管理</li> <li>・高齢者・若年者職員の高所作業禁止</li> <li>・若年者職員の単独運転禁止</li> </ul>
KYC活動 危険・予知・チェック	毎朝作業開始前	作業所内 事務所 休憩所 作業場所	元協 各担当職員 KYCリーダー→全作業員	<p>★現場作業の状況の中に潜む危険要因を発見し、事前に解決する どんな危険が潜んでいるか全作業員で認識し、共有化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険ポイント</li> <li>2. 私たちはこうする</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在危険の抽出</li> <li>・不安全行動の防止</li> <li>・作業手順の見直し</li> <li>・チームワークの向上</li> <li>・安全意識の高揚</li> </ul>
作業前点検	毎朝作業開始前	使用場所	元協 各担当職員 各職作業員全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>★各種機械→取扱責任者・運転工</li> <li>★各種工具→職長</li> <li>★仮設設備・各工事→元請担当職員・職長・安全当番</li> <li>★作業所全体→巡回現場・指示・足正・確認を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前・始業前の安全確認</li> </ul>
各担当職員の巡回	随時	作業所全体	元 各担当職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>★作業所全体→巡回現場・指示・足正・確認</li> <li>★仮設設備・機械等の使用状況の確認</li> <li>★各職作業員の配置および作業状況</li> <li>★作業所の環境状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括安全管理業務</li> <li>・不安全設備・不安全行動の排除</li> <li>・各職種間の連絡調整の確認</li> <li>・工事進捗状況の把握</li> </ul>
工事安全打合せ	毎日一定時間	事務所または詰所 作業所内	元協 各担当職員 各職職長	<ul style="list-style-type: none"> <li>★当日の作業状況及び出前確認・明日の作業・搬入に伴う指示・連絡</li> <li>★作業間の連絡調整及び作業方法の指示確認</li> <li>★重機等の使用時間、作業方法、作業内容、玉掛け者、合図者および有資格者の確認調整</li> <li>★安全当番の現場巡回による指摘・指示事項の伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業間の連絡調整</li> <li>・安全・品質・能率の向上</li> <li>・週間工程の確認</li> </ul>
作業場の片付け	作業終了前 (5～10分間)	作業場所	元協 共用部分 作業場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>★各業者毎で作業場片付け・整理・使用工具・資材の片付け・保管・養生</li> <li>★職員は作業終了後の確認を行ない、担当職員へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境の維持・改善、品質の維持・確保</li> <li>・翌日の労働災害防止見直し</li> <li>・労働災害防止施設見直し</li> <li>・飛散、転倒、盗難防止</li> </ul>
終業時の確認	作業終了時	作業場所と 周辺	元協 各担当職員 各職職長	<ul style="list-style-type: none"> <li>★作業場内・外の安全確認</li> <li>1. 火元・施設確認</li> <li>2. 建設機械の位置</li> <li>3. 残業報告（人数・時間等）</li> <li>4. 材料等の手配・段取り打合せ</li> <li>★職員による確認</li> <li>1. 出前確認、工事日報</li> <li>2. 安全日誌、工事日誌記録</li> <li>3. 残業確認</li> <li>4. 電源等の確認</li> </ul>	

# 現場での安全施工サイクル(フリースペース事業部・メンテナンス事業部)

項目	いつ	どこで	誰が	何を どのように	何のために
朝礼	毎朝作業開始前	作業所内	全作業員	<p>★作業間の連絡調整と指示伝達・体調・服装等の点検</p> <p>1. 当日の主な作業内容 2. 危険範囲・場所の指示 3. 前日の点検結果の伝達 4. ストレンッチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業間の連絡・調整</li> <li>安全意識の高揚</li> </ul>
ツールボックスミーティング	毎朝作業開始前	作業所内	各職職長→全作業員	<p>★当日の作業内容・安全指示事項の徹底を図る</p> <p>1. 作業範囲・施工場所・材料の運搬方法 2. 作業時間・順序 3. 使用材料・工具・保護具の点検 4. 作業員の配置(高齢者、若年者職員の禁止作業の確認) 5. 元請より指示事項の伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全指示事項の徹底</li> <li>元請より作業間の連絡</li> <li>作業員の適正配置及び健康管理</li> </ul>
KYC活動 危険・予知・チェック	毎朝作業開始前	詰所・作業所内	全作業員	<p>★現場作業の状況の中に潜む危険要因を発見し、事前に解決する どんな危険が潜んでいるか</p> <p>1. 危険ポイント 2. 私たちはこうする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在危険の抽出</li> <li>不安全行動の防止</li> <li>作業手順の見直し</li> <li>チームワークの向上</li> <li>安全意識の高揚</li> </ul>
作業前点検	毎朝作業開始前	使用場所	各職作業員全員	<p>★各種機械→取扱責任者・運転工 ★仮設設備・各工事→元請担当職員・職長・安全当番</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業前・始業前の安全確認</li> </ul>
工事安全打合せ	毎日15時頃までに	作業場所・事務所	代理人⇄作業員・職長	<p>★当日の作業状況及び出前確認・明日の作業に伴う指示・連絡 ★作業間の連絡調整及び作業方法の指示確認 ★重機等の使用時間、作業方法、作業内容、玉掛け者、合図者および有資格者の確認調整 ★安全当番の現場巡回による指摘・指示事項の伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業間の連絡調整</li> <li>安全・品質・能率の向上</li> <li>週間工程の確認</li> </ul>
作業場の片付け	作業終了前 (5～10分間)	共用部分 作業所内	全作業員	<p>★各業者毎で作業場片付・誠意・使用工具の片付け・保管 ★職長は作業終了後の確認をし、担当職員の報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境の維持</li> <li>公衆災害防止</li> </ul>
終業時の確認	作業終了時	作業所内と 周辺	各担当職員 全作業員	<p>★作業場内・外の安全確認</p> <p>1. 火元・施設確認 2. 施設機械の位置 3. 残業報告(人数・時間等) 4. 材料等の手配・段取り打合せ</p> <p>★職員による確認</p> <p>1. 出前確認、工事日報 2. 安全日誌、工事日誌記録 3. 残業確認 4. 電源等の確認</p>	

# 週間・月間・随時安全施工サイクル

項目	いつ	どこで	誰が	何を どのように	何のために
(週間) 週間工程安全打合せ	週一回定曜日 実施する	事務所 部所	元 各代理人、作業長、職長	★週間の設計画と諸方針の説明と段取り、手配等の打合せと調整 1. 前日までの経過と評価、今後の見直し 2. 進捗状況による各職種間の作業調整 3. 労務・車両等の管理 4. 作業に伴う危険部分の周知等実情に即した必要事項についての打合せ ★要示・説明・作業能力の向上と災害防止についての打合せ ★要材・発生材の搬出準備・未使用材の整理 1. 全員参加 2. 担当区域・やり方を決定 3. 道具の用意 4. 安全当番等	★統括管理の役割と責務を果たすため 1. 生産性の向上 2. 現在作業による危険防止 3. 無理・無駄の排除
一斉清掃	毎週日時を決めて 実施する	作業所内外 全般	元 全員 協 全員	1. 作業環境 2. 設備 3. 建設機械・車両（ガラスアップ、アワーマーター確認） 4. 各種特設機械 上記を点検表に基づき点検する 1. 現場巡回及び結果報告 2. 月間安全管理目標の設定 3. 安全衛生教育計画 4. 月々の問題点に対する対策 5. その他（事故報告等）	★作業所の規律維持 ★環境確保・資材管理状態の向上
(月間) 月例点検	毎月一回以上	設置場所	元 各担当者	1. 作業環境 2. 設備 3. 建設機械・車両（ガラスアップ、アワーマーター確認） 4. 各種特設機械 上記を点検表に基づき点検する 1. 現場巡回及び結果報告 2. 月間安全管理目標の設定 3. 安全衛生教育計画 4. 月々の問題点に対する対策 5. その他（事故報告等）	★作業環境・設備・機械工具等の点検を実施し、良好な状態を保持する事により作業効率の向上、労働災害の防止を図る
災害防止協議会	毎月一回以上	事務所	元 全員	1. 現場巡回及び結果報告 2. 月間安全管理目標の設定 3. 安全衛生教育計画 4. 月々の問題点に対する対策 5. その他（事故報告等）	★同一作業で就労する種類の現在作業から生ずる諸問題を連絡調整し施工の推進と安全の確保を図る ★情報の共有化を図る
(随時) 送り出し教育	新規作業員入所前	作業所 事務所	元 各代理人	1. 場内状況について 2. 作業内容について 3. 当該作業の危険性と対策 4. 高齢者・若年者職員の高所作業・車両運転作業規制について 5. 提出書類の確認 6. 労災について（工事・委託）	★作業所内の規律維持 ★労働災害防止と生産性の向上 ★安全意識の向上
入所時教育	新規作業員入所時	事務所 作業所	元 各代理人	1. 場内報について 2. 施工体制について 3. 当該作業の危険性と対策 4. 血圧測定・健康診断の有無 5. 提出書類の確認（社会・労働保険等） 6. 環境・衛生等について 7. 労災について（工事・委託）	★作業所内の規律維持 ★労働災害防止と生産性の向上 ★安全意識の向上
職長再教育	随時	事務所 部所 作業所	元 統括安全衛生責任者または元方安全衛生管理者 協 各社経営者または安全衛生責任者	1. 関係法令 2. 指導・監督方法について 3. 作業標準の作成について 4. 緊急時の処置方法について 5. 作業方法の決定及び作業員の配置	★職長の安全に対するレベルアップ
高齢者職員教育 *別紙（取決め）	随時	事務所 部所 作業所	元 統括安全衛生責任者または元方安全衛生管理者 協 各社経営者または安全衛生責任者	1. 場内規則について 2. 作業内容について 3. 高所作業（足元高2m以上）の作業禁止について 4. 車両運転について 5. 継続的な重労働の禁止	★作業所内の規律維持 ★安全意識の向上 ★高齢者職員による労働災害防止
若年者職員教育 *別紙（取決め）	雇入れ時	事務所	元 雇用管理責任者および元方安全衛生管理者 協 各社経営者または安全衛生責任者	1. 入社後半年間車両の単独運転の禁止 2. 入社後半年間 高所作業（足元高2m以上）の禁止 3. 若年者職員の予定作業取り決め	★作業所内の規律維持 ★安全意識の向上 ★若年者職員による労働災害防止

# 若年者職員の取決め

【定義】 若年者職員（新卒者および未経験者）の定義は入社「3年未満」と定める。

## 【作業規制について】

作業	規制
車両の運転	◆入社(未経験)「半年間」一人での運転を禁止とする。 *ただし、指導出来る者が助手席に同乗している場合はこの限りでは無い。
高所作業	◆入社(未経験)「半年以下」の高所作業は禁止とする。  ◆入社(未経験)「1年間」は樹木への登込作業を禁止とする。 *ただし、4等級（係長・職長）以上の者が同じ現場に同行し、指導・監督し危険でないと判断した場合はこの限りではない。  ◆入社(未経験)「3年未満」は以下の作業制限を設ける。 ①高さ10m以上の樹木への登込み作業を禁止とする。 ②野木(手入れの無い樹木)への登込み作業を禁止とする。
有資格の規制	技術促進委員会の「資格取得基準」に準ずる。

【特記】 \*上記にかかる指示などがあった場合、自らその旨を作業指示者へ必ず申し出てください。

\*満18才に満たない者（年少者）は危険有害業務への就業が禁じられています。（年少者労働基準規則第7条、第8条）



2018.10.27策定

※上記は、(株)昭立造園及び日慶エンジニアリング(株)の職員に限る。

# 高齢者職員の取決め

## 【はじめに】

当社は、高齢者の心身機能の特徴を踏まえて、作業手順書等の見直しや整備を図る。  
 高齢者の場合、理解・納得に多くの時間が掛かる場合もあり、教育をする際対象を高齢者として実施することや、教材の文字を大きくしたり、絵や図解を入れる等「見える化」の工夫も必要となる。長期にわたって身につけた豊富な知識や経験が心身機能の低下を補完し、若年者に劣ることなく活躍している実態もあり、これまでの知識や経験を生かし、さらに仕事の幅を拡げてもらいたい。  
 よって、高齢者の労働適応能力を維持向上させるためにも作業規則をここに定める。

## 【定 義】 高齢者の定義は「65歳以上」と定める。

一般的に工事現場では、60歳以上を高齢者と定めている。（厚生労働省令の定めでは55歳）

## 【定 年】 65歳

ただし、65歳以降は毎年健康面、体力面、判断力等を確認し、家族の同意があった場合のみ再雇用とする。

## 【作業規制について】

作業	規制
車両の運転	◆70歳以上の運転を禁止とする。 *ただし、場内移動および乗用車の場合はこの限りでは無い。
高所作業	◆足元高さ2m以上の高所作業を禁止とする。 *労働安全衛生法での高所作業は(18歳未満はみとめられないが)年齢制限の上限の定めはない。そのため当社のルールとする。
健康面	◆血圧 65歳以上 145-87mmHg以下 70歳以上 155-90mmHg以下 *高血圧症の場合、服薬後の数値を基準とする。 *猛暑期や極寒期の作業の場合は、この限りでは無い。  ◆視力 裸眼もしくは矯正後 0.7以上 *0.6以下は近視、乱視、白内障、加齢黄斑変性、緑内障などの可能性がある。 *ただし、健康面談で「良」となった場合は、この限りでは無い。  ◆聴力 60dB未満 *音の大きさの目安：30dB=ささやき声、50dB=話し声、70dB=大声、90dB=ほとんど聞こえない。 *70dBが以上は補聴器を着装する事。 *ただし、健康面談で「良」となった場合は、この限りでは無い。
有資格の規制	チェーンソー : 65歳以上は使用禁止
	高所作業車 : 65歳以上は使用禁止

【特記】 \*上記にかかる指示などがあった場合、自らその旨を作業指示者へ必ず申し出てください。

\*健康面、体力面、判断力等が業務に支障が出る場合は、自らその旨を会社または担当者へ必ず申し出てください。

## 【現場における入場規制について】

現場	危険	入場（作業）規制
街路樹作業 交通量の多い道路作業 ゼネコン現場	高	原則70歳以上は入場禁止とする。
一部のゼネコン現場 その他建設・建築現場 個人邸、社宅等の管理作業	中	上記に準ずる。
記念公園、公園清掃、畑	低	責任者の確認があれば、70歳以上でもOKとする。

## 【技術発表】油圧圧砕機による抜根作業

株式会社昭立造園 緑化事業部 太田 翔  
田原 真琴  
武田 彩花

使用現場：昭島市サクラ植え替え

施工日：令和1年7月16日～令和1年9月28日

施工概要：既存サクラの腐食、また根上がりによる舗装・側溝の隆起部分補修のため撤去し、苗を新植。  
水路の擁壁保護のため、水路わきにある既存のサクラを撤去し、苗を新植。



図1 施工前(住宅脇 街路樹)



図2 舗装・縁石の隆起



図3 施工前(水路)目通り 180 cm内外  
芝付き 180 cm以上



図4 植樹枿幅(約 W=60 cm)

### 目的

・今回の昭島市サクラ植え替え作業は、水路脇のものと道路の街路樹として狭い植栽枿部分に植わっていたものを、対象とした。

植栽枿のブロック撤去及び植栽枿付近のアスファルト舗装の一部撤去の作業も必要であったため、通常の抜根作業では困難と判断し、上記の作業が同時にできる油圧圧砕機による抜根作業を選択した。

・施工箇所が狭小部であり水路脇に植わっていたため、根が水路に沿って横に張っていた。そのためバケットでの作業では機体に対して直線上での作業しかできないため、抜根する際に水路擁壁を破損する危険性があった。また、標識、側溝のあった住宅街でも同様の危険性があったため、掘削範囲を狭くする必要があった。これらの理由からも油圧圧砕機を用いた方法が適当だと判断した。

## 使用状況



図 5 撤去状況(住宅脇)



図 6 撤去状況(住宅脇)



図 7 抜根状況



図 8 抜根状況(水路)



図 9 抜根状況(仕上げ)(水路)

使用重機 0.25 m<sup>3</sup> (+ウエイト付)

### バケット使用伐根作業と圧砕機使用抜根作業の相違点

	バケットによる抜根作業	圧砕機による抜根作業
方法	掘り取り・根の切り取り	根の圧砕・粉砕
細部の根の処理	手作業で取る	バケットによる掬い取りが必要
太い切り株、根の処理	困難(広い掘削範囲が必要)	圧砕・粉砕が容易
舗装部分の抜根	困難(舗装の撤去が別に必要)	そのままのアタッチメントで可能
狭小部の抜根	人力や小型機械で可能	バックホウが入らないと困難
掘削範囲	根の先端までの直径	街路樹の植栽柵内で作業可能
稼働方向	前後	上下



図 10 バケットによる抜根作業



図 11 圧砕機による抜根作業

(参考文献：富沢造園 <https://tomizawazouen.com/>)

圧砕機使用の抜根の場合、掘削範囲を狭めることができることと、アスファルト舗装及びブロックの撤去も同時に行うことができるため、アスファルト舗装の撤去範囲を最小限にできる。

圧砕機は通常、家屋などの解体作業で用いられるバックホウのアタッチメントのため、パワーがあり、太い径

のものでも砕いて撤去することができる。ただし、バックホウの重量が十分ないと、根をつかんだ際にバックホウが横転する可能性があるため、バックホウの大きさが 0.25 m<sup>3</sup>以上でないと難しい(今回は 0.25 m<sup>3</sup>でウエイトがついているバックホウを使用した。)

### メリット

- ・アタッチメントの可動範囲が広い(刃の角度調整が可能)ため、多様な根っこ、切株の状態に対応が可能。
- ・カッターで挟むため、径の大きい切株や根っこの除去がしやすくなる。また、通常解体現場でコンクリート等を粉砕する際に用いるため、バケットよりパワーがあり多少堅い根っこも圧砕出来る。根をつかんで抜くので表面の掘削面積が小さくて済む。

### デメリット

- ・細部の根っこを処理しきるのは困難なため、仕上げはバケットを用いる必要がある。
- ・アタッチメントの可動範囲が広い(刃の角度調整が可能)ため、操作に高度な技術を要する。
- ・バックホウが侵入できないほどの狭小地だと使用できない。
- ・根を引き抜く際にバックホウの重量が十分でないと横転の危険があるため、0.25 m<sup>3</sup>サイズ以上のバックホウが必要。

### 作業後



図 12 施工後(住宅脇)



図 13 施工後(水路)

### 感想

油圧圧砕機による作業を見学し、新たな抜根方法を学ぶことができた。重機 0.25 m<sup>3</sup>サイズを当初見たとき、大きすぎるのではないかと感じた。しかし実際に、水路の擁壁間際の作業や抜根状況を見学した際、とても繊細な作業をしていると感じた。

1日の施工数量(今回の桜 目通り 180 cm内外)は 2本であったが、施工範囲や補修範囲など総合的に見学させていただき、施工品質が良いと感じた。

# 株式会社昭立造園 安全マニュアル

株式会社 昭立造園

代表取締役 阿部晋也

安全委員長 佐藤伸明

安全注意項目	
1	あいさつは元気よくはっきりと（全員にする）
2	車両を移動する際は、車両を一周し、安全確認をしてから発進する
3	安全運転に心がけバックする時は必ず誘導する
4	ヘルメットはアゴ紐をしめ、適切な服装・保護具で作業する
5	安全指示事項を守り、より具体的な KY 活動を行う
6	高所作業時は 2 丁掛けの墜落制止用器具を必ず使用する(無装着状態をなくす)
7	機械類の始業点検を行い、未使用時はコンセントを抜く、エンジンを切る
8	喫煙場所の徹底（くわえタバコで作業しない）
9	無資格、無免許で作業をしない
10	報告・連絡・相談を厳守する
11	不安全状態でないか常に確認して作業する
12	第三者に迷惑を掛けないよう心掛ける
13	毎日作業終了時には使用車両の片付け清掃を行う
14	不安全行動をしないよう皆で注意し合い、安全マニュアルを守る
15	整理・整頓・清掃・清潔・躰(5S) の徹底と、決めたことは必ず守ろう
16	CS 活動の励行
17	情報を共有し、同じ事故を繰り返さない
18	(個人の尊厳を損なう) ハラスメント行為の撲滅

安全マニュアルを守れない者は処罰に課せられます（解雇、発注停止もありえます）

2020 年 4 月 1 日